

環境調査研修所における自動販売機設置・管理業者
の公募に関する募集要領

令和7年1月31日

環 境 省 環 境 調 査 研 修 所

1. 公募の目的

環境調査研修所（以下「研修所」という。）は、環境省の所掌事務に係る事務を担当する職員その他これに類する者の養成及び訓練を行うことを目的とし設置された。研修に当たっては、合宿制とし、全研修生が宿泊を前提とした研修を実施することにより、環境行政を担う者としての連帯感を確保しつつ人材育成することとしている。

今般、上記目的として使用する施設利用者の利便性向上を目的として、自動販売機の設置・管理業者（以下「事業者」という。）を公募するものである。

2. 自動販売機の設置場所・規模等

(1) 所在地・設置場所

埼玉県所沢市並木3-3 環境省環境調査研修所 厚生棟

(2) 自動販売機の種類等

自動販売機の種類	研修所施設使用場所	予定面積 (㎡) (自動販売機には転倒防止板を含む)
飲料用自動販売機 (缶・ペットボトル)	厚生棟 (建物外 (屋根あり)) ※別図 設置場所 1	1.96 ㎡以内 (自動販売機及びごみ回収ボックス 2450mm×800mm 以内)

※自動販売機には、転倒防止策を施すこと

別途、宿泊棟 (建物内) において、自動販売機 (缶・ペットボトル・食品等) 及びごみ回収ボックスを設置できるスペース 3.06 ㎡以内 (3400mm×900mm) がある。

3. 年間利用状況

4,000 本程度 (令和5・6年度平均)

※研修実施回数が少ない3月・8月は、他の月に比べて利用者数が減少する。

4. 設置許可に関する基本的事項

(1) 設置・管理方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可を受け、有償により自動販売機の設置・管理を行う。

(2) 使用許可期間

ア. 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

許可条件等の違反など、特段の事情が無い場合は、事業者の申請によって年度単位で許可期間の更新を行うことができるものとする。

イ. 許可期間は最長で初年度の許可の始期から5年を超えない期間とする。

ウ. 事業者が行う自動販売機の設置、撤去に要する期間は使用許可期間に含む。

(3) 国有財産使用料

- ア. 1平方メートル当たり、年額 24,000 円程度。
 - イ. 使用許可面積は、2.(2)の面積の範囲内を予定している。
 - ウ. 使用料は納入告知書により環境省の指定する期日までに納入すること。
- (4) 事業者の負担する費用
- ア. 国有財産使用料。
 - イ. 自動販売機の管理に必要な光熱水費。
 - ウ. 自動販売機及び子メーターの設置、管理及び撤去に要する費用。
給水設備を必要とする自動販売機は、自動販売機付近に設置された給水管から自動販売機までの配管工事及び子メーターの設置を設置事業者の負担で行う。
 - エ. 回収ボックスの設置について
設置事業者は販売する容器(缶・ペットボトル等の容器包装等)の回収を行うこと。
また、回収時は、種類別に分別できるよう空容器回収箱を必要数設置し、定期的に回収し、資源化を行うなど、責任をもって処理すること。
 - オ. その他、自動販売機を設置・管理する上で必要な清掃に要する一切の費用。
- (5) 維持管理について
- 維持管理については設置事業者にて適切に行うこと。
- (6) 使用上の制限
- ア. 事業者は、行政財産の使用許可に基づく権利を第三者に譲渡し、又は名義貸し等を行うことはできない。
 - イ. 許可された業務を第三者へ委任又は請け負わせてはならない。
 - ウ. 商品の搬入、廃棄物の搬出及びその方法については、研修所担当官の指示に従うこと。
- (7) 使用許可の取り消し又は変更
- ア. 国が使用財産を使用するとき。
 - イ. 事業者が使用許可条件に違反したとき。
- (8) 使用許可終了時の条件等
- 使用許可期間が満了したとき、又は前項により使用許可を取り消された場合は、事業者は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。また、この場合に事業者は国に対し、一切の補償を請求することはできない。
- (9) 損害賠償
- 事業者は自動販売機の設置・管理に当たり、国又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任で補償をしなければならない。
- (10) 自己都合による業務解除
- 自己の都合により、自動販売機の設置・管理業務を終了させるなど、使用許可の変更又は解除を受けようとするときは、当該期日の2箇月前までに、所定の様式により通知しなければならない。

5. 設置・管理の条件

(1) 業務管理について

- ア. 利用者のニーズの把握に努め、サービスの維持、向上に努めること。
- イ. 適正な利潤と価格等について常に検討し、研修生及び職員の福利厚生に資するよう努めること。
- ウ. 毎月の販売数量及び売上金額を報告すること。

(2) 法令等の遵守

自動販売機の設置・管理業務に当たっては、関係法令等を遵守することとし、国有財産を使用した福利厚生事業としてふさわしい管理を行うこと。

(3) 衛生管理及び安全管理

衛生管理及び安全管理については、事業者が全ての責任を負うものとする。

(4) 守秘義務

設置・管理上で知り得た研修所の業務上の秘密については、その保持に留意し、漏洩防止の措置を講ずること。

6. 応募者の資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中のものでないこと。
- (4) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力を有すること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (6) 法人税、所得税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 公募説明会に参加した者であること。
- (8) 応募要領において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

7. 応募手続き等

自動販売機の設置・管理業務を希望する者は、次に従い応募申請書及び企画提案書を持参又は郵送により提出すること。

(1) 募集要領の交付

環境調査研修所ホームページの「公募広告」の下段に募集要領等のファイルが添付されているので、ダウンロードして入手すること。

<http://www.env.go.jp/guide/kobo.html>

(2) 公募説明会

令和 7 年 2 月 12 日（水）14 時から

環境省環境調査研修所 本館 2階会議室

※参加人数は1者2名までとする。

(3) 公募に関する質問受付

ア. 質問事項を記載した書面（任意様式）を郵送、持参又は FAX により、(4) イ. の提出先まで提出すること。なお、電話での質問は一切受け付けない。

イ. 内容によっては、公募の公平、公正性の確保の点から回答できない場合がある。

ウ. 質問の受付期間

期限 令和7年2月13日（木）17時まで

エ. 回答日時及び方法

公募の公平、公正及び透明性を確保するため、質問事項及び回答は、質問者及び全応募者に対し、令和7年2月14日（金）17時までに FAX により回答する。

(4) 応募申請書及び企画提案書の提出期限等

ア. 提出期限

令和7年2月20日（木）17時まで

受付時間は平日の9時から17時までとし、提出期限を過ぎたものは無効とする。

イ. 提出先

環境省環境調査研修所庶務課庶務係

〒 359-0042

埼玉県所沢市並木 3-3

電話 04 (2994) 9303

FAX 04 (2994) 9767

ウ. 提出部数

応募申請書 6部（正本1部、副本5部とし、添付資料等を含む。副本は正本のコピーを可とする。）

企画提案書 6部（添付資料等を含む。）

(5) 応募申請書について

別添様式1及び2により作成し、公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の資料を添付すること。（※公的機関が発行する書類は、発行日から3箇月以内のものであること。）

なお、関係書類の不備又は資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。

ア. 応募者が「法人」の場合

- ・会社概要（別添様式2、パンフレット可）
- ・定款又はそれに代わるもの
- ・法人登記簿謄本（全部事項証明）
- ・免許が必要な販売商品を取り扱う場合は、当該免許の写し

- ・直近3年分の決算書の写し（連結決算ではなく応募者のみのもの）
（貸借対照表、損益計算書、附属証明書）
 - ・直近3年分の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）
- イ. 応募者が「個人」の場合
- ・履歴書（任意様式）
 - ・身分証明書（市長村発行のもの）
 - ・登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人等に該当しないことの証明書）（法務局発行のもの）
 - ・免許が必要な販売商品を取り扱う場合は、当該免許の写し
 - ・直近3年分の決算書の写し
 - ・確定（修正）申告書（控）の写し
 - ・青色申告決算書若しくは収支内訳書の写し
 - ・直近3年分の納税証明書（申告所得税、消費税及び地方消費税）
 - ・直近3年分の社会保険料（雇用保険・労災保険及び健康保険料、国民年金保険料）の納付証明書の写し

(6) 企画提案書について

企画提案書は、下記の必須事項に加え、そのほかに企画提案事項がある場合は、その内容も盛り込み作成するものとする。また、作成に当たっては、下記ア. を除き様式、形式を任意とし、企画提案の内容を図、写真、資料等を利用してイメージしやすいものとする可とする。

- ア. 主な販売予定商品・販売価格表（別添様式3及び様式4）
- イ. 商品の供給体制
- ウ. 空容器の回収方法等
- エ. 衛生管理方法
- オ. 自動販売機の機種及び特徴
- カ. 1箇月辺りの消費電力（1台当たり）
- キ. 省エネルギー・環境対策に係る提案
- ク. 苦情処理・サービス等について
- ケ. 営業所の営業時間及び営業所から研修所までの所要時間
- コ. 所沢市内の自動販売機設置台数（直近現在）

(7) 注意事項

- ア. 応募申請書及び企画提案書（以下「申請書等」という。）の受付は、公募説明会に参加した者に限るものとする。
- イ. 申請書等については、A4サイズ、日本語で作成すること。
- ウ. 提出された申請書等は、選定審査後も返却しない。
- エ. 申請書等の作成、提出及び本公募への応募に係る全ての費用は、応募者の負担と

する。

オ. 本公募により知り得た一切の秘密は研修所の承諾を得ることなく他に漏らしてはならない。

カ. 事業者は、自らが提出した企画提案書の内容に従って業務を行うものとする。ただし、諸事情の変化により研修所が変更を求めた場合は、この限りではない。

キ. 申請書等は、本公募における事業者選定の目的以外に使用しないものとし、非公開とする。

8. 事業者の選定

(1) 選定方法

申請書等の審査を実施し、事業者を決定する。なお、企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを行う場合がある。

(2) 選定期間

事業者の選定は令和7年3月3日（月）を予定している。

9. 使用許可の手続き

研修所と前記6.により選定された事業者との間で国有財産の使用許可手続きを行うこととする。なお、手続きの方法については、改めて連絡するものとする。

10. その他

次の場合は事業者としての選定を取り消すこととする。

ア. 正当な理由なくして、研修所の指定する期日までに「国有財産使用許可申請書」の提出を行わなかった場合。

イ. 著しく社会的信用を損なう等により、研修所が庁舎内の事業者としてふさわしくないと判断した場合。

添付資料

別図 施設使用場所

別紙 暴力団排除誓約事項

別添様式1 応募申請書（表紙）

様式2 応募申請書（会社概要）

様式3 企画提案書（主な販売予定商品・販売価格表）